処分基準

令和５年７月１日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第１０８条の３の５第２項
処 分 の 概 要	自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第１０８条の３の５第２項（自転車運転者講習の受講命令）
処　分　基　準	道路交通法第１０８条の３の５第２項に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去３年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、３月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・　交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・　既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が２回に満たないとき
問 い 合 わ せ 先	福井県警察本部交通部交通企画課企画指導係 （電話　０７７６－２２－２８８０　内線５０２２、５０２３）
備　　考	